

貨物自動車運送事業者数及び車両数

令和5年3月31日現在

支局別	区分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業  (軽霊枢含む)
		一 般		(特別積合せ)		霊 枢		計		管 内	その他	管 内	その他	
	事業者数	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他					
新 潟	事業者数	702	194	6	18	92	0	794	194	2	1	796	195	2,500 (10)
	車両数	19,368	6,712	445	300	353	0	19,721	6,712	5	7	19,726	6,719	4,102 (11)
長 野	事業者数	644	219	10	8	83	5	727	224	3	0	730	224	3,114 (5)
	車両数	15,079	5,652	201	215	217	10	15,296	5,662	17	0	15,313	5,662	5,488 (8)
富 山	事業者数	584	128	2	24	50	1	634	129	6	0	640	129	1,177 0
	車両数	10,749	2,864	116	121	183	2	10,932	2,866	15	0	10,947	2,866	1,979 0
石 川	事業者数	711	129	2	14	55	4	766	133	6	2	772	135	1,683 (2)
	車両数	10,580	3,431	39	176	177	31	10,757	3,462	28	20	10,785	3,482	2,776 (2)
合 計	事業者数	2,641	670	20	64	280	10	2,921	680	17	3	2,938	683	8,474 (17)
	車両数	55,776	18,659	801	812	930	43	56,706	18,702	65	27	56,771	18,729	14,345 (21)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊枢」欄の事業者数には、霊枢専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊枢自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊枢」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊枢自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として( )書きで表示した。